

西東京市の学校給食についての概要

令和 7 年 10 月 学務課保健給食係

I 西東京市立小中学校の給食について

1 西東京市における学校給食の体制

(1) 小学校

市内 18 校全校で自校方式による完全給食を実施（栄養士各校 1 名配置）

※保谷小学校は 2 名体制（令和 7 年 9 月現在）

(2) 中学校

①市内 8 校で親子調理方式の子校として完全給食を実施（栄養職員各校 1 名）

②ひばりが丘中学校は、自校方式による完全給食を実施（栄養士 1 名配置）

(3) 学校給食における業務委託

①調理委託（民間委託校④18 校⑤1 校）

令和 7 年 9 月現在

校数	学校名	直営/委託	委託開始時期	親子/単独
1	田 無 小	委託	平成 16 年 9 月～	単独調理校 *
2	保 谷 小	委託	平成 10 年 2 月～	単独調理校
3	保 谷 第 一 小	委託	平成 23 年 4 月～	親子調理校
4	保 谷 第 二 小	委託	平成 23 年 4 月～	親子調理校
5	谷 戸 小	委託	平成 17 年 9 月～	親子調理校
6	東 伏 見 小	委託	令和 6 年 4 月～	単独調理校
7	中 原 小	委託	平成 28 年 9 月～	単独調理校
8	向 台 小	委託	平成 25 年 4 月～	単独調理校
9	碧 山 小	委託	平成 10 年 9 月～	親子調理校
10	芝 久 保 小	委託	平成 15 年 9 月～	単独調理校
11	栄 小	委託	平成 14 年 9 月～	単独調理校
12	谷 戸 第 二 小	委託	平成 30 年 4 月～	単独調理校
13	東 小	委託	令和 5 年 4 月～	単独調理校
14	柳 沢 小	委託	平成 20 年 9 月～	親子調理校
15	上 向 台 小	委託	平成 19 年 9 月～	親子調理校
16	本 町 小	委託	平成 22 年 9 月～	親子調理校
17	住 吉 小	委託	平成 13 年 9 月～	親子調理校
18	け や き 小	委託	平成 31 年 4 月～	単独調理校
19	ひばりが丘中	委託	令和 3 年 9 月～	単独調理校

◎調理委託内容：調理業務・配缶及び運搬・食器等の洗浄、消毒、保管・残菜等の処理、施設・設備の清掃及び日常点検等

②給食配送委託

親子給食実施校間の小中学校において、1 台の配送用トラックと 2 名（ドライバー、

作業員)の配送員を配置して、給食の定期運搬を実施している。

2 給食費

(1) 小学校給食費の推移

年 度	低学年 (1～2 年生)		中学年 (3～4 年生)		高学年 (5～6 年生)		給食回数
	月 額	1 食単価	月 額	1 食単価	月 額	1 食単価	
H12	3,500 円	209.23 円	3,750 円	224.18 円	4,000 円	239.13 円	184 回
	3,800 円	225.94 円	4,000 円	237.83 円	4,200 円	249.72 円	185 回
13	3,800 円	225.94 円	4,000 円	237.83 円	4,200 円	249.72 円	185 回
14	3,800 円	225.94 円	4,000 円	237.83 円	4,200 円	249.72 円	185 回
15	3,800 円	225.94 円	4,000 円	237.83 円	4,200 円	249.72 円	185 回
16	3,800 円	223.52 円	4,000 円	235.29 円	4,200 円	247.05 円	187 回
17	3,800 円	223.52 円	4,000 円	235.29 円	4,200 円	247.05 円	187 回
18	3,800 円	223.52 円	4,000 円	235.29 円	4,200 円	247.05 円	187 回
19	3,800 円	223.52 円	4,000 円	235.29 円	4,200 円	247.05 円	187 回
20	3,800 円	223.52 円	4,000 円	235.29 円	4,200 円	247.05 円	187 回
21	4,180 円	243.28 円	4,400 円	256.08 円	4,620 円	268.88 円	189 回
22	4,180 円	243.28 円	4,400 円	256.08 円	4,620 円	268.88 円	189 回
23	4,180 円	243.28 円	4,400 円	256.08 円	4,620 円	268.88 円	189 回
24	4,180 円	243.28 円	4,400 円	256.08 円	4,620 円	268.88 円	189 回
25	4,180 円	243.28 円	4,400 円	256.08 円	4,620 円	268.88 円	189 回
26	4,180 円	243.28 円	4,400 円	256.08 円	4,620 円	268.88 円	189 回
27	4,370 円 (4,306 円)	254 円	4,640 円 (4,630 円)	270 円	4,900 円 (4,865 円)	285 円	189 回
28	4,370 円 (4,306 円)	254 円	4,640 円 (4,630 円)	270 円	4,900 円 (4,865 円)	285 円	189 回
29	4,370 円 (4,306 円)	254 円	4,640 円 (4,630 円)	270 円	4,900 円 (4,865 円)	285 円	189 回
30	4,370 円 (4,306 円)	254 円	4,640 円 (4,630 円)	270 円	4,900 円 (4,865 円)	285 円	189 回
31/ R 1	4,370 円 (4,306 円)	254 円	4,640 円 (4,630 円)	270 円	4,900 円 (4,865 円)	285 円	*
2	4,370 円 (4,306 円)	254 円	4,640 円 (4,630 円)	270 円	4,900 円 (4,865 円)	285 円	*
3	4,370 円 (4,306 円)	254 円	4,640 円 (4,630 円)	270 円	4,900 円 (4,865 円)	285 円	189 回
4	4,370 円 (4,306 円)	254 円 補助額 20 円	4,640 円 (4,630 円)	270 円 補助額 22 円	4,900 円 (4,865 円)	285 円 補助額 23 円	189 回
5	4,370 円 (4,306 円)	254 円 補助額 20 円	4,640 円 (4,630 円)	270 円 補助額 22 円	4,900 円 (4,865 円)	285 円 補助額 23 円	189 回
6		254 円 補助額 38 円		270 円 補助額 41 円		285 円 補助額 43 円	189 回
7		297 円 上乗せ額 31 円		316 円 上乗せ額 33 円		333 円 上乗せ額 35 円	189 回 予定

※ 平成 12 年度上段は田無地域・下段は保谷地域の小学校

※ 平成 21 年度は、激変緩和措置として市からの補助金があり、保護者負担額は異なる。

- ※ 平成 27 年度以降の()内は、調整月の金額
- ※ 令和元・2 年度の給食回数は、コロナ一斉休校等の影響により各校・各学年で異なる。
- ※ 令和 6 年度以降給食費は無償化され、保護者負担はなくなっている。
- ※ 令和 7 年度以降は 1 食単価のみを設定。令和 7 年 10 月から 1 食単価に、物価高騰対策として物価高騰影響額の平均値を上乗せした。

(2) 中学校給食費の推移

年度	1 食あたりの単価	給食回数
H23	320 円	給食の実施回数は、各中学校、学年により異なる(学校全体での給食回数は 180 から 185 回程度としている)。
24	320 円	
25	320 円	
26	320 円	
27	337 円	
28	337 円	
29	337 円	
30	337 円	
31/R1	337 円	
2	337 円	
3	337 円	
4	337 円 補助額 27 円	
5	337 円 補助額 27 円	
6	337 円 補助額 51 円	
7	394 円 上乗せ額 41 円	

- ※ 令和 7 年度以降は 1 食単価のみを設定。令和 7 年 10 月から 1 食単価に、物価高騰対策として物価高騰影響額の平均値を上乗せした。

(3) 給食費の改定

①平成 21 年 4 月からの改定

国内産食材の物価変動、新学習指導要領の実施に伴う給食実施回数増加等への対応が必要との判断から、平成 20 年 11 月の運営審議会に諮問し、平成 21 年 2 月の答申を受け、各学年において月額 10%の増額改定を実施した。

②平成 27 年 4 月からの改定

平成 26 年 1 月の学校給食運営審議会の意見を受け、食材価格の動向、消費税率等の給食食材及び給食内容への影響、給食費の引き上げ額を必要最小限に抑えるための工夫等について十分な検証を行い、平成 26 年 10 月の学校給食運営審議会の答申を受けて、各学年において月額 4 ～ 6 %程度の増額改定を実施した。

③令和 7 年 4 月からの改定

給食費は令和4年度以降、1食あたりの単価に給食食材購入費補助金を加えた形で推移してきたが、令和7年度以降は、給食費自体の改定を行うことが適当であるとの判断から、令和6年10月学校給食運営審議会の答申を受けて1食あたりの単価17%相当額の増額改定を実施した。

(4) 小中学校給食食材の購入費に対する市からの補助について

令和4年度と令和5年度において、コロナ禍における原油価格・物価高騰への対策として、保護者の皆様の負担を増価させることなく市立小中学校における学校給食の質と量を保ち、安定的に実施するため、市から小中学校に対し給食食材等の購入費用の一部を補助した。

令和6年度においては、引き続き原油価格・物価高騰への対策として、給食費無償化を実施する中で、市立小中学校における学校給食の質と量を保ち、安定的に実施するため、給食食材等の購入費用の一部を補助した。

◎補助金額

- ・児童1食あたり20円～23円・生徒1食あたり27円（1食単価の8%に相当する額）
令和4年度補助期間：令和4年7月から令和5年3月31日まで
令和5年度補助期間：令和5年4月から令和6年3月31日まで
- ・児童1食あたり38円～43円・生徒1食あたり51円（1食単価の15%に相当する額）
令和6年度補助期間：令和6年4月から令和7年3月31日まで

(5) 給食費の上乗せについて

令和6年の秋からの米価の高騰等における物価高騰への対策として、市立小中学校における学校給食の質と量を保ち、安定的に実施するため、令和7年10月から令和8年3月まで、物価高騰影響額の平均値を1食単価に上乗せしています。

- ・児童1食あたり31円～35円・生徒1食あたり41円（1食単価の10%に相当する額）

3 給食の献立

学校給食で摂取する栄養内容は学校給食実施基準に定められており、できる限りこの基準に沿うよう献立を作成している。西東京市では調理校の栄養教諭、栄養士が学校ごとに栄養のバランスや食品構成、給食室の施設設備を考慮した献立を作成している。

具体的には、家庭の食事で不足しがちな豆・魚・野菜などの食材を多目にすることで、カルシウム、鉄分、食物繊維などを補うよう配慮している。

また、食材はなるべく国内産で添加物の少ない、より安全な食品を選び、既製食材は使わず手作りを基本としている。汁物等の出汁には化学調味料は使わず、削り節・昆布・煮干・ガラなどを煮出して作るなど、食材そのものの味を生かす工夫を凝らしている。

米飯が週3回、パン・麺類が各週1回程度の提供とし、季節ごとの行事食や郷土料理、国際理解を深めるための外国料理なども取り入れている。

食器は、強化磁器食器を使用し、献立に合わせて4～5種類の中から3点程度選び使用している。

4 食材の調達

(1) 給食食材の調達

西東京市教育委員会に給食物資納入業者として登録された業者の中から学校が個別に契約し、必要な食材を学校別に購入している。

食材の調達にあたっては、契約業者からの場合も「西東京市学校給食食品購入安全基準」に照らし、基本的に国内産を購入している。

(2) 親子給食における中学校給食の食材の調達

親校である小学校栄養士が献立を作成する関係で、食材の発注、納品確認、支払いまで小学校で行っている。飲用牛乳類のみは中学校が発注し、納品を受けている。

(3) 地場産農産物の使用

西東京市では昭和 50 年代より、学校給食への地場産農産物の使用に向けた取り組みが始まり現在に至っている。各校とも自校の献立に応じ、可能な範囲で地場産農産物の積極的な使用に向けて取り組むために契約農家との連絡を密にし、作付作物・生育状況等を確認しながら発注をしている。

5 学校給食における衛生管理

(1) 学校給食衛生管理基準（文部科学省）

学校給食法第 9 条「文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の望ましい基準を定めるものとする。」という規定に基づき定められた基準である。

学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準、調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準、衛生管理体制に係る衛生管理基準、日常及び臨時の衛生検査などについて定められている。

(2) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）

同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する施設に適用する。原材料の受入れ・下処理段階における管理、加熱調理食品の加熱温度管理、二次汚染の防止、原材料及び調理済み食品の温度管理、その他について定められている。

6 学校給食における食物アレルギー対応

(1) 対応の前提

平成 27 年 3 月に文部科学省より発行された「学校給食における食物アレルギー対応指針」を受け、西東京市版の「学校給食における食物アレルギー対応指針」を平成 29 年 4 月 1 日から施行した。

食物アレルギーを有する児童・生徒のうち、学校生活において配慮や管理を必要とする児童・生徒は、医師が記入した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校に提出することを必須とする。

(2) 調理校の小中学校(小学校とひばりが丘中)における対応

調理校の小中学校における食物アレルギー対応は除去食対応を原則とし、状況によって、弁当対応や詳細な献立表対応も考慮する。安全性の確保のため、原因食物の多段階の除去食対応や個別対応は原則行わない。また、学校及び給食室の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

(3) 子校の中学校(ひばりが丘中を除く)における対応

親子給食の子校においても申込みがあれば、食物アレルギーを有する生徒にも給食を提供することを原則とし、その対応は、詳細な献立表対応を原則とする。

中学校では給食と家庭弁当との選択制であること、子校の中学校は調理場から離れていることを考慮して、飲用牛乳以外の除去食の提供は行わない。よって、以下のどちらかの対応となる。

①給食は申し込まず、家庭弁当を持参する。

②給食は申込み、原因食物が入った料理の代替となるものを、必要に応じて家庭から持参する。

Ⅱ 中学校完全給食について

7 中学校完全給食が始まるまでの経緯

(1) ミルク給食の実施

各校の開始年度が示すように、実施校と未実施が混在する期間が 40 年程度続く中で、学校給食運営審議会の提言に基づき、順次ミルク給食の全校実施に至った。

学 校 名	開 始 年 月
青嵐中学校	昭和 43 年 5 月
田無第一中学校	昭和 45 年 7 月
田無第二中学校	昭和 45 年 7 月
田無第三中学校	昭和 45 年 7 月
田無第四中学校	昭和 45 年 7 月
柳沢中学校	平成 18 年 9 月 19 日
明保中学校	平成 18 年 9 月 19 日
保谷中学校	平成 19 年 10 月 2 日
ひばりが中学校	平成 20 年 10 月 6 日

(2) 弁当外注方式による給食の実施

平成 14 年 12 月より田無第一中・保谷中で試行実施、平成 15 年 9 月より全校で本格実施(協同組合田無給食センターと教育委員会とで協定を締結し、一食単価 350 円の日替わり弁当を当日希望に応じて注文できる仕組み)に至った。

(3) 完全給食の検討経過

①学校給食運営審議会への諮問

弁当外注方式が一定期間を経過したことにより、平成 18 年 2 月、西東京市教育委員会は、『西東京市立中学校における学校給食のあり方について』を学校給食運営審議

会に諮問し、平成 19 年 7 月に答申を受けた。

答申概要：西東京市において、学校給食法に基づく中学校における完全給食を実施すべきである。審議会では調布市を参考とした親子方式での実施を提案する。

②教育委員会での協議

平成 19 年 7 月の第 7 回西東京市教育委員会定例会において、学校給食運営審議会の答申に沿った内容で、完全給食の実施を決定する。

③西東京市中学校給食検討委員会の設置

平成 19 年 10 月に西東京市中学校給食検討委員会(教育部長、企画政策課長、財政課長、建築営繕課長、都市計画課長、教育企画課長、学校運営課長)を設置し、平成 20 年 7 月に中間報告書、平成 20 年 11 月に最終報告書がまとめられ、中学校給食を実施する場合の方向性と計画が示される(親子給食方式、家庭弁当との選択制等)。

④西東京市立中学校給食開始準備検討委員会

西東京市中学校給食検討委員会の中間報告を受け、平成 20 年 7 月に西東京市立中学校給食開始準備検討委員会(小中学校長、小中学校副校長、小学校栄養士、指導主事)を設置し、中学校給食を開始するための検討を行い、平成 22 年 3 月に中間報告書、平成 23 年 1 月に最終報告書がまとめられ、具体的な内容が示される(親子校間の調整事項、給食の申込方法、アレルギーへの対応等)。

⑤学校給食運営審議会への諮問

平成 22 年 5 月、西東京市教育委員会は、『中学校給食の開始時期及び給食費の額について』を学校給食運営審議会へ諮問し、平成 22 年 11 月に答申を受けた。

答申概要：開始初年度は 5 月 20 日を基準日とすること及び給食費の額は 1 食あたり 320 円が妥当である。

⑥教育委員会による協議

平成 22 年 11 月の第 11 回西東京市教育委員会定例会において、学校給食運営審議会の答申に沿った内容で、実施時期と給食費について決定する。

⑦完全給食の開始時期

学 校 名	開 始 年 月
田無三中、田無四中、明保中	平成 23 年 5 月
田無一中、保谷中、田無二中、ひばりが丘中、青嵐中、柳沢中	平成 24 年 5 月

8 親子方式を選択した理由について

(1) 学校給食運営審議会による審議(平成 19 年 7 月答申より抜粋)

①学校給食の方式の種類

自 校 方 式	各学校において給食調理施設を設置し、調理業務を行う。
センター方式	共同調理場を設置し、該当校分を一括調理して各学校へ配送する。
親 子 方 式	給食調理施設が整備された学校で、自校(親校)と他校(子校)の調理を行い子校へ配送する。
弁当外注方式	栄養士の献立と発注食材を使用し、栄養士立会いのもと民間調理施設で調理し、ランチボックスで該当校へ配送する。

②近隣 3 市の中学校給食の状況

実施方法の異なる近隣 3 市を視察し、調査研究を実施した。

東久留米市 【弁当外注方式】	給食の内容は、温かいご飯が提供され、副食もデザート付きでバラエティーに富んでいて、栄養面への配慮が感じられるが、衛生上の問題から調理後のおかずを冷却しなければならず、冷たいままの提供となる。また、汁物が出せないのも課題である。
調布市 【親子方式】	食缶による配送のため、小学校と同様にクラス内で給食当番が磁器食器に盛り付けを行う。また、温かい汁物も出すことができる。アレルギー除去食に対応しているが、家庭弁当の選択も出来るよう、学期毎の申込み制をとっている。牛乳つきで一食 310 円の給食回数分を前払いで、学校指定の口座に振り込み申し込む形式であり、給食費の未納防止となっている。しかし、家庭弁当の場合は牛乳が出ないため、飲み物は学校の指示による。また、献立は小学校と同じ内容であり、味や献立に中学校の独自色は出せない。
小平市 【センター方式】	一日 4,000 食以上の給食を流れ作業で作るさまはまさしく食品工場そのものであり、学校に出向き、子供たちの意見を聞いたたり PTA の試食会をしたりと熱心に取り組んでいるが、細やかに心を込めて作るいわゆる給食調理作業のイメージではなかった。アレルギー等の理由以外は、家庭弁当を選択することができない。

③実施方法における諸課題

自 校 方 式	単独に給食調理場を設置し提供する方式で、生徒にきめ細かく対応でき、かつ安全・安心な実施方法であるが、設備投資・維持管理・人的配置を全校に整備する必要から市の財政負担が膨大である点、及び中学校の増改築にかかる法的制約等の問題も含めて大きな課題となる。
センター方式	一括して 9 校分の調理を賄い各校に配送する方式で、費用負担面からすると効率的であり、自校方式より安価に実施できるが、工場として設置する場所等の確保が困難である。
親 子 方 式	自校方式と共同調理場の折衷方式であるが、親である小学校の調理場の問題や子の中学校の設備整備の問題が生じる。また、児童の増加傾向にある地域での実施が大きな課題となる。しかし、設備投資等は小学校の既存部分が利用できるため、その分の費用負担は削減できるものと考えられる。
弁当外注方式	センター方式よりも費用負担は安価ではあるが、一括して提

	供できる施設等の確保がやはり困難である。現在本市で実施している弁当外注あっせん方式との違いがはっきりしない。
--	--

④まとめ

中学校給食の実施について

西東京市において、学校給食法に基づく中学校における完全給食を実施するべきである。

実施の方法について

小学校と同様の自校方式による実施が理想である。

しかし、各校に調理場を新たに設置しなければならず、それに加えエレベーター設置や配膳スペースの確保などの工事費用、栄養士や調理員などの人件費等が9校分必要となり、財政事情から困難であることは、合併前の旧市から幾度も検討され結局実現に至っていないことや他市の最近の実施状況から、自校方式による実現は極めて厳しいと思われる。

審議会の意見として、どのような方法が良いのか。より現実性のある方式を検討するうえで、いくつかの条件を次のように考えた。

ア) 給食と家庭弁当との選択制

イ) 温かいものは温かく、冷たいものは冷たく

ウ) 給食時間の確保

エ) 給食費未納への対応

以上の観点と今回の視察内容から考え、審議会では調布市を参考とした親子方式での実施を提案する。

しかし、このことは西東京市において調布市のような給食ができるかどうか検証したうえでの意見ではない。したがって今後他の方式を含め、施設面や必要経費、方法など様々な側面から実現可能な方法を検証する必要がある。

(2) 西東京市教育委員会による協議(平成19年第7回教育委員会定例会)

全員賛成で、学校給食運営審議会の答申内容を尊重し、中学校の完全給食の実施を決定する。

(3) 西東京市中学校給食検討委員会中間報告書、最終報告書(平成20年7月・11月)

検討委員会では、4方式についてのメリット・デメリットを検証するとともに、親子調理方式を実施している調布市を視察した。

検討委員会において他の3方式との比較検討の結果、小学校と同様に質の高い給食が実施できる点、中・長期的なコスト計算においても優れている点などが検証され、審議会答申と同様に親子調理方式が本市の中学校給食に適しているとの結論に達した。

9 改修等の施設整備、整備期間

(1) 整備期間及び内容

総事業費：約14億円

年度	内容（小学校）	内容（中学校）
平成 21 年度	・給食室改修の設計	・校舎改修の設計 ・校舎改修等に係る測量等
平成 22 年度	・給食室改修の設計 ・給食室改修に係る調査 ・給食室改修工事 ・給食室改修工事に係る工事監理 ・給食室備品の購入 ・給食室消耗品の購入	・校舎改修の設計 ・校舎改修等に係る測量等 ・校舎改修に係る建築確認申請 ・校舎改修工事 ・給食用備品の購入 ・給食用消耗品の購入
平成 23 年度	・給食室改修工事 ・給食室改修工事に係る工事監理 ・給食室備品の購入 ・給食室消耗品の購入	・校舎改修等に係る測量等 ・校舎改修に係る建築確認申請 ・校舎改修工事 ・校舎改修に係る工事監理 ・給食用備品の購入 ・給食用消耗品の購入

(2) 整備内容の詳細

①小学校給食室の改修工事と大型調理機器の配置

食数増加に対応するために、食器消毒保管庫、回転釜、真空冷却機、スチームコンベクションオーブン、冷蔵庫等の増設や入れ替え、配置換えを実施するとともに、それに伴う給排水工事等を実施した。また、食数増加に伴い調理員の人数も増えるため、調理員休憩室の整備を行った学校、中学校給食用コンテナの搬出用のプラットフォームの整備を行った学校もある。

②中学校校舎の改修工事

給食用コンテナを各階に運搬するためのエレベーターの設置工事を実施した。また、建築確認申請に伴う既存建物の遡及工事として、誰でもトイレの設置を実施した学校もある。

③各種備品の購入

中学校給食を運搬するためのコンテナ、二重保温食缶、高性能断熱食缶、中学校の教室で使用する配膳台、中学校栄養職員用の事務机、書類整理用キャビネットなどを購入した。また、小学校給食室で使用する作業台やザル、スパテラなども購入した。

④各種消耗品の購入

中学校給食で使用する食器、配膳用のお玉類などの購入を行った。また、小学校給食室で使用するバット類、ホテルパン、ボールなども購入した。

10 親子調理方式の組み合わせ

(1) 平成 23 年 5 月(第一期校給食開始)～平成 24 年 4 月

小学校(親校)	中学校(子校)
田無小学校	田無第三中学校
柳沢小学校	田無第四中学校

碧山小学校	明保中学校
-------	-------

(2) 平成 24 年 5 月(第二期校給食開始)～令和 3 年 7 月

小学校(親校)	中学校(子校)
上向台小学校	田無第一中学校
本町小学校	保谷中学校
谷戸小学校	田無第二中学校
住吉小学校	ひばりが丘中学校
田無小学校	田無第三中学校
保谷第一小学校	青嵐中学校
保谷第二小学校	柳沢中学校
柳沢小学校	田無第四中学校
碧山小学校	明保中学校

(3) 令和 3 年 9 月(ひばりが丘中自校方式開始に伴う一時的な変更)～令和 4 年 3 月

小学校(親校)	中学校(子校)
上向台小学校	田無第一中学校
本町小学校	保谷中学校
谷戸小学校	田無第二中学校
田無小学校	田無第三中学校
保谷第一小学校	青嵐中学校
保谷第二小学校	柳沢中学校
柳沢小学校	田無第四中学校
碧山小学校	明保中学校

(4) 令和 4 年 4 月(田無小単独調理校変更に伴う親子関係の見直し)～現在

小学校(親校)	中学校(子校)
上向台小学校	田無第一中学校
本町小学校	保谷中学校
住吉小学校	田無第二中学校
谷戸小学校	田無第三中学校
保谷第一小学校	青嵐中学校
保谷第二小学校	柳沢中学校
柳沢小学校	田無第四中学校
碧山小学校	明保中学校

11 中学校給食の検証

(1) 平成 24 年 3 月 学校給食運営審議会意見具申「西東京市立中学校完全給食について(意見)」

第一期整備に係る中学校の完全給食開始後の状況を検証し、今後、西東京市全ての中学校で完全給食を実施して行くための課題等を取りまとめた意見具申が提出された。

この意見具申では、平成 23 年 1 月にまとめられた中学校給食開始準備検討委員会最終報告書に記載された内容に沿って、中学校給食開始後の状況を検証するとともに、

平成 23 年 12 月に中学校完全給食実施校の生徒に対しアンケートを実施し、その結果の分析を合わせて行っている。

生徒のアンケート結果では、概ね肯定的な評価を得ており、第二期の中学校給食の開始にあたっては、安全・安心を最優先とした上で、円滑に実施できるよう取り組んでいただきたい、との内容であった。

(2) 平成 27 年 8 月 学校給食運営審議会意見具申「西東京市立中学校完全給食について（意見）」

西東京市立全ての中学校における完全給食の状況を検証し、今後、よりよい中学校完全給食を実施していくための課題等を取りまとめた意見具申が提出された。

課題検討にあたっては、前回の意見具申との比較が必要との観点で、前回の検証項目とほぼ同様の検証を行うものとし、その裏づけとして、平成 27 年 1 月の西東京市全ての中学校の生徒へのアンケート調査、2 月の給食残菜量調査、4 月の中学校給食の現況と課題を学校へ意見聴取し、その結果を含めて分析した。

この回の検証においても、改善を求める声を確認できるものの、喫食率は約 95 パーセントに達し、生徒の満足度も「給食は美味しい・普通」と感じる生徒が 3 年前の調査と同様の結果であり、他の数値を勘案しても順調に推移しているものと分析された。

今後も、関係者がそれぞれの立場で課題解決を図り、より円滑な親子給食のために努力することをお願いしたい、との内容であった。

12 ひばりが丘中学校建替えに伴う調理方式の経緯

(1) 平成 27 年 8 月 学校給食運営審議会意見具申「西東京市立中学校完全給食について（意見）」 付帯意見

ひばりが丘中学校の建替え計画においては、中学の新校舎が完成後の当初 2 年間は、近接の中原小学校の仮校舎として利用することが決定しており、その間の給食提供方法について確認した。

仮校舎での 2 年間とはいえ、成長期の児童にとっては長期に亘るものと考え、この間を安全で安心、かつ成長に役立つ給食の提供を考えると**自校式での提供が至当**と考える、との内容であった。

(2) 平成 28 年 5 月 学校給食運営審議会意見具申「（仮称）第 10 中学校の給食室設置に対する意見」

①意見具申の内容

ア) 中原小学校が約 2 年間、(仮称)第 10 中学校を使用する間の給食室の設置場所は、校舎内が適当である。

イ) 中原小学校移転後についても、ひばりが丘中学校を**自校式給食**とすることが妥当である。

ウ) 今回の意見が特殊事情を踏まえたことに鑑み、今後の中学校給食のあり方については、なお、議論を要すると考える。

②意見に至った理由

教育委員会から、「(仮称)第10中学校の給食室の設置場所については、中原小学校が約2年間、ひばりが丘中学校の新校舎を仮校舎として使用するという特殊事情を鑑み、校舎内に設置することとし、中原小学校移転後についてもひばりが丘中学校を自校式給食とすることとしたい。」との判断が示されたことを受け、審議を行った。

中原小学校移転後についてもひばりが丘中学校を自校式給食とすることについては、校舎内に設置した給食室をそのまま中学校においても使用し、自校式の給食とするというものであり、施設の有効利用の観点からも是としたい。

このことにより、自校式のメリットを生かした給食が提供できるものとするが、他校とのバランスの考慮や親子給食実施校への安全性の確保に対する配慮も忘れずに、中学校完全給食を継続してほしい。

今回の意見は、特殊事情を踏まえたものであり、今後の中学校給食のあり方については、なお、議論を要するものとする。

(3) 令和元年8月 学校給食運営審議会意見具申「ひばりが丘中学校の自校式給食の開始について(意見)」

中学校給食の親子方式の変更を求めるものではなく、関係者がそれぞれの立場で議論を継続的に行い、生徒の役に立つ給食に向けて努力することを求める内容であり、令和3年度に自校式給食に変更になるひばりが丘中学校の子細を議論するために次の課題等の整理を行った。

①栄養士の配置

配置必要と考えるが、他区市町村の状況を参考とすべき

②食物アレルギー対応

除去食対応とすべき、そのための対応マニュアルの変更、給食費等の整備が必要

③家庭弁当選択制の継続

選択肢を残すことが適当

④給食費の徴収・返金方法

前納制は継続し、返金は小学校と同ルールでの適用とする。

⑤給食回数

185回を上限とし、中学全校の給食回数は今後も議論を継続すること必要

⑥献立、提供方法、物資の購入

独自献立には栄養士の配置が前提、配食はコンテナからワゴンへの変更、食材は中学での独自購入が適当

⑦給食時間

30分の給食時間の変更は難しいものの、今後も議論を継続することが必要。調理時間は契約までに十分なシミュレーションを行う。

⑧保護者周知

令和3年1学期中のアレルギー面談に向けて周知を行う。

⑨学校生活への影響、その他

学校・教育委員会の自校式給食を生かすための十分な協議、開始に向けて遺漏のな

いような準備の実施

13 今後の中学校給食の調理方式の検討

「親子方式」と「自校式」が混在することになる中学校給食のあり方や課題について、平成 28 年 11 月、西東京市教育委員会は、『西東京市立中学校における給食の調理方式について』を学校給食運営審議会に諮問し、平成 29 年 8 月に答申を受けた。

答申概要：調理方式の理想は「自校式」としながらも、この答申で「親子方式」の変更を求めるものではなく、将来の小中学校給食の調理方式に起こり得る課題について、次のように整理した。

- ①親校・子校のいずれかの校舎が老朽化等により建替工事が決定した場合のみ「親子方式」の検討が必要になる。
- ②向こう 10 年程度の期間の児童・生徒推計の急変に親校給食室の対応が困難。給食配送が交通規制等の変更で困難等の特殊事情が発生した場合は「親子関係」の見直しが必要になる。
- ③よりよい給食を継続する上での留意点、守られるべき課題を列挙した。

Ⅲ 補助金について

1 補助金が始めた経緯

令和 6 年度より給食費無償化を開始したが、食物アレルギーや宗教上の理由にて給食を喫食できない児童・生徒は家庭弁当を持参しており、保護者負担が発生していた。

そのような状況を考慮し、令和 6 年度 9 月議会にて食物アレルギーや宗教上の理由にて給食を喫食できない児童・生徒の保護者への補助を行うため、補正予算にて食物アレルギー等対応補助金を計上した。

2 補助金の内容について

令和 6 年度においては、食物アレルギーや宗教上の理由にて給食を喫食できず、家庭弁当を持参した児童・生徒を対象に、家庭弁当を持参した回数に 1 食当たりの単価を乗じた額を補助した。

令和 7 年度においては、食物アレルギーや宗教上の理由にて給食を喫食できない児童・生徒に加え、不登校や長期欠席等にて給食を喫食できない児童・生徒も対象とした。不登校や長期欠席等の場合は、給食停止を行い、ひと月（暦月）を通して学校給食の提供を受けていないことを条件とし、該当学年の 1 食あたりの単価に在籍クラスの給食回数を乗じた額を補助した。